

大物自治会会則

(目的)

第1条 本会は、会員相互の親睦と福利の増進につとめ、地域社会の民主的な発展を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、大物自治会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、大物公民館（大津市大物418番地）におく。

(組織)

第4条 本会は、大津市大物に居住する者（および町内に事業所または事務所を有する者）をもって組織する。

2 本会は大物区内をいくつかのブロックに分けて構成する。

3 ブロックの増減は、地域、構成人数の増減等を考慮し、役員会において決める

4 ブロックは、ブロック規約を設け、円滑な運営を計るものとする。

(事業)

第5条 本会は、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 福利厚生に関すること。

(2) 青少年の育成および体育振興に関すること。

(3) 保健衛生に関すること。

(4) 防犯、防災および交通公害対策に関すること。

(5) 社会福祉事業の協力に関すること。

(6) 市政運営の協力に関すること。

(7) 自治会館の運営に関すること。

(8) その他本会の目的達成に必要なこと。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 会計 1名

(4) 監事 2名

(5) 評議員 若干名

(相談役)

第7条 本会に、役員とは別に相談役を置くことが出来る。

(1) 相談役 若干名

(役員を選出)

第8条 会長は、自治会員の中から選出する。

2 副会長、会計は、会長の指名により選出する。

3 監事は、自治会員の中から選出する。

4 評議員は、ブロック役員で構成する。

5 相談役は、会長が委嘱する。

(委員等)

第9条 第5条に規定する事業を遂行するため、次の委員を置く。

(1) 防火委員

(2) 交通安全推進委員

(3) 人権・生涯学習推進委員

(4) 地域安全連絡所代表者

(5) 地域安全委員

(6) 選挙推進委員

(7) 体育委員

2 前項の委員は会長が役員会の同意を得て委嘱する。

(役員任期等)

第10条 役員および委員等の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員および委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 評議員は、本会の運営にあたる。

4 会計は、本会の会計事務を処理する。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第12条 本会の会議は、役員会およびブロック総会とする。

2 ブロック総会は、毎年2回会長の指示により、各ブロック長が召集する。ただし、必要に応じて臨時に召集することができる。

3 役員会(監事除く)は、会長が必要に応じて召集する。

4 会長は、必要に応じて役員会に、相談役、委員を召集することができる。

(議事)

第13条 議事は、各ブロック総会での決議を参考に、最終的に役員会に置いて決定する。

(議決事項)

第14条 役員会において、協議または決議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 役員を選出に関する事。

(2) 会則の改廃に関する事。

(3) 事業計画に関する事。

(4) 予算の決定及び決算の認定に関する事。

(5) その他本会の運営について重要な事項。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金、市助成金、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第16条 本会の会費は、各ブロック総会での決議を経て役員会において決める。

また、必要あるときは臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計報告)

第18条 会長は年度末において決算書を作成し、会員に報告しなければならない。

(委任)

第19条 この会則に定めない事項は、会長が役員会の決議を経て決定する。

付則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

一部改正 平成29年4月1日